



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社シンニッタン
代 表 者 代表取締役社長 橋本 諭
(コード番号 6319 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役財務部長 小林 謙治
電 話 044-200-7812

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 85 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 28 年 1 月 14 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 85 回定時株主総会でご承認いただくことを条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、経営の透明性と効率化を一層高め、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図ってまいります。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- (2) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 28 年 6 月 29 日（水）
定款変更の効力発生日（予定）	平成 28 年 6 月 29 日（水）

以上

【別紙】

(下線部分が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条(記載省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 19 条(記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 20 条 当社の<u>取締役は、10 名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (記載省略) 3 (記載省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 <u>2 年以内</u>に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条(現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 19 条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>6名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において</u> 選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1 年以内</u>に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第23条～第24条(記載省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の<u>4日前</u>までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第26条 (記載省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (記載省略)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (記載省略)</p>	<p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条～第24条(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の<u>3日前</u>までに各取締役に對して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 取締役会は会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第29条(現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第31条(現行どおり)</p>
--	--

<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	(削除)
<p><u>(員数)</u></p>	(削除)
<p><u>第31条 当社の監査役は、6名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 監査役は株主総会において選任する。</u></p>	(削除)
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	(削除)
<p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第40条</u> 当社は、<u>監査役(監査役であった者を含む。)</u> <u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意で</u> <u>かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議</u> <u>によって、法令の定める限度額の範囲内で、そ</u> <u>の責任を免除することができる。</u> <u>2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定によ</u> <u>り、監査役との間で、会社法第423条第1項の</u> <u>責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合</u> <u>は、法令が定める額を限度としてその責任を負</u> <u>担する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>(補欠監査役)</u> <u>第41条</u> 法令または定款に定める<u>監査役の員数を欠くこ</u> <u>とになる場合に備え、株主総会において補欠監</u> <u>査役を選任することができる</u> <u>2</u> 補欠監査役の選任決議の定足数は、<u>第32条第</u> <u>2項の規定を準用する。</u> <u>3</u> 第1項により選任された補欠監査役が<u>監査役</u> <u>に就任した場合の任期は、前任者の残任期間と</u> <u>する。</u> <u>4</u> 補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有す <u>る期間は、当該決議後最初に開催する定時株主</u> <u>総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条</u> 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の3日前ま</u> <u>でに各監査等委員に対して発する。ただし、</u> <u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮</u> <u>することができる。</u> <u>2</u> 監査等委員全員の同意があるときは、<u>招集</u> <u>の手続きを経ないで監査等委員会を開催す</u> <u>ることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第33条</u> 監査等委員会の決議は、<u>議決に加わることが</u> <u>できる監査等委員である取締役の過半数が</u> <u>出席し、出席した監査等委員である取締役</u> <u>の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第34条</u> 監査等委員会に関する事項は、<u>法令または本</u> <u>定款のほか、監査等委員会において定める監</u> <u>査等委員会規則による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第43条(記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条(現行どおり)</p>

第7章 計算

第44条～第47条(記載省略)

(新設)

第7章 計算

第37条～第40条(現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第85回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度額の範囲内において、取締役会の決議によって免除することができる。